

工事設計認証に係る主な手数料

代表的な単一の種別の無線設備に係る新規申込の場合の1件当たりの手数料の額は下表のとおりです。

(円)

| 特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項 | | 略 称 | | 認証基本 手数料 | 試 験 手数料 | 環境試験 追加費用 | |
|-----------------------------|---------|------------------------|---------------|----------------------|------------|--------------|---------|
| 1 | 第8号 | 特定小電力機器 | ミリ波 | (60.5GHz帯, 76.5GHz帯) | 300,000 | 150,000 | 120,000 |
| | | | レーダー | (79.0GHz帯) | | | — |
| | | | 移動体検知センサー | (10GHz帯, 24GHz帯) | 300,000 | 120,000 | 120,000 |
| | | | 移動体検知センサー | (60GHz帯) | 300,000 | 150,000 | — |
| | | | 体内埋込型医療用データ伝送 | | 300,000 | 個別見積 | — |
| | | | その他 | | 300,000 | 90,000 | — |
| 2 | 第11号の19 | SC-FDMA 携帯無線通信陸上移動局 | | 250,000 | 120,000 | 120,000 | |
| 3 | 第13号 | 小電力セキュリティ | | 300,000 | 90,000 | — | |
| 4 | 第19号 | 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム | | 150,000 | 90,000 | — | |
| 5 | 第19号の2 | 2.4GHz帯小電力データ通信システム | | 150,000 | 90,000 | — | |
| 6 | 第19号の3 | 5GHz帯小電力データ通信システム等 | | 150,000 | 90,000 | — | |

I IS09001 認定を受けていない工場で製造されている申込設備に係る手数料は表に定める認証基本手数料の額に6万円を加算します。

II 複合無線設備に係る申込の場合は、手数料の最も高額なもの額（同時申込割引との併用時においては、同時申込割引を適用した後の額）に、その他の無線設備の手数料の額の1/2を加算した額とします。
（同一の筐体内に同一種別の複数送信機があり別々の証明となるもののうち、共通部分について審査の一部省略ができるものは、2つ目の審査手数料についても同様とします。）

III 試験手数料

(注1) 一の特定無線設備が提出された場合（TELECで試験を実施する場合）の試験手数料は、表に定める認証基本手数料の額に試験手数料を加算します。

(注2) 2.4GHz帯高度化小電力データ通信システムと2.4GHz帯小電力データ通信システムによる複合無線設備に係る申込の場合は、試験手数料の高額となる無線設備の額に、その他の無線設備の試験手数料の額に0.7を掛けた額を加算した額とします。

(注3) アンテナ一体型試験法又は空中線特性試験を行う際に電波無反射室(暗室)を使用する場合は、表に定める試験手数料の額に1件当たり10万円（試験が複数の日に、またがる場合は、日数に10万円を乗じた額）を加算します。ただし、複合無線設備については、1件とみなします。

(注4) 比吸収率(SAR)、吸収電力密度(APD)及び入射電力密度(IPD)の各試験を行う場合は、表に定める試験手数料の額に測定条件に応じた額を加算します。

(注5) 試験結果が技術基準を満たさなかったため補正後に再試験を行う場合、先に実施した試験の手数料についても請求します。

(注6) 申込の取り下げ(試験予約キャンセルを含む)があった場合は、36,000円を請求します。既に試験を実施した場合は、その試験手数料を加算します。

試験の実施前に取り下げがあった場合は、試験を予約した日の4日前から2日前まで(センターの休日は含まない)は試験手数料の30%(100円未満は切り捨て)、前日は100%のキャンセル料を請求します。申込者側の事情で、試験日を変更した場合もキャンセル料の対象です。

IV お申込みの内容により、上記のほか手数料が増減する場合がありますので、詳細につきましてはお問合せ下さい。